

国税庁ホームページの「確定申告等情報コーナー」[http://www.nta.go.jp/kakikata/h18]では、この記載例ほか、次の場合の記載例なども提供しています。ぜひご利用ください。

- 不動産所得が赤字で給与所得がある場合
- 総合短期譲渡所得がある場合
- 本年分で差し引く繰越損失額がある場合
- 死亡した者の準確定申告（ほか）

第二表

平成18年分の所得税の確定申告書B

step.1  
p.9参照

○この申告書は、三枚目が控用(複写式)となっています。三枚目控用は、取り外して使用しても差し支えありません。

step.2  
p.10参照

p.24参照

step.2  
p.10参照

住所 ○○市△△町×-××-×  
 国稅商店  
 フリガナ コクセイ タロウ  
 氏名 国稅 太郎

所得の内訳 (源泉徴収税額) ※4

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式の配当 ○○電気株式会社	80,000	5,600
給与	給料 ○○産業株式会社	1,920,500	130,800
雑	原稿料 ○○出版	100,000	10,000
雑	原稿料 ○○社	50,000	5,000
38 源泉徴収税額の合計額			151,400

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
国稅 一郎 生年月日 明・大 平 58・5・10	子	12月・外文販売 毎日8時間程度 従事	500,000
44 専従者給与(控除)額の合計額			500,000

特例適用条文等

○ 配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	上記のとおり	80,000	0	80,000
雑	上記のとおり	150,000	20,000	130,000
一時	生命保険金 ○○生命	2,500,000	1,900,000	600,000

所得から差し引かれる金額に関する事項

10 雑損控除  
 被害の原因 火災 被害年月日 18.9.2 被害を受けた資産の種類など 住宅・家財  
 損害金額 5,800,000 保険金などで補てんされる金額 4,800,000 引越後の住居に転居した場合は、引越した日から経過する期間にわたって算出する。 280,000

11 医療費控除  
 支払医療費 341,400 保険金などで補てんされる金額 130,000

12 社会保険料控除  
 国民健康保険 600,000 国民年金 486,360

13 掛金控除  
 社会保険の種類 支払保険料 掛金の種類 支払掛金  
 国民健康保険 600,000 小規模企業共済 180,000  
 国民年金 486,360

14 一般の保険料控除  
 一般の保険料の計 204,000

15 掛金控除  
 長期保険料の計 短期保険料の計 25,000

16 寄附金控除  
 寄附先の所在地・名称 ○○市△△町 社会福祉法人○○会 ほか 寄附金 265,000

17 配偶者控除  
 配偶者の氏名 国稅 春子 生年月日 明・大 平 34・6・1 配偶者控除 配偶者特別控除

18 扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額  
 国稅 ハナ 母 明・大 平 4・3・3 58  
 国稅 梅子 子 明・大 平 3・9・1 38  
 国稅 二郎 子 明・大 平 6・10・20 73

23 扶養控除額の合計 169 万円

step.4  
p.22参照

step.6  
p.26参照

住民税・事業税に関する事項

居住税  
 別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所  
 配偶者に関する住民税の特例  
 非居住者の特例  
 配当割額控除額 2,400  
 株式等譲渡所得割額控除額

事業税  
 非課税所得など 11 所得金額 1,279,200

税理士  
 署名押印  
 電話番号

- マス目に設けられている記載欄に数字を記入する場合は、記載例①にならって、マス目の中にいないに書いてください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記載例②にならって書いてください。
- 記入事項を訂正する場合は、記載例③にならって、二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜書いてください。

記載例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



記載例②



記載例③



# step.1 住所、氏名などを記入する

第一表

税務署長 平成 18 年分の所得税の確定申告書B

19年 2月 16日

住所	〒 ×××-××××	フリガナ	コクセイ タロウ	国税							
又は 事業所 居所など	〇〇市△△町×-××-×	氏名	国税 太郎								
平成19年 1月1日 の住所	同上	性別	男	職業	〇〇小売業 国税商店	屋号・雅号	国税太郎	世帯主の氏名	国税太郎	世帯主との続柄	本人
住居番号		生年月日	3 32 08 01	電話番号	XXX-XXX-XXXX	特農の表示		種類		番号	

## 税務署長

住所地等の所轄の税務署名を記入します。

## 年 月 日

申告書の提出年月日を記入します。

## 表 題

「平成〇〇年分の所得税の 申告書B」の、〇〇内に「18」と記入し、空白に「確定」と記入します。

※ 税務署から申告書用紙が送付されている方は、印字されています。

## 住 所

住所地の郵便番号と住所を記入します。

住所以外の事業所や事務所、居所などを所轄する税務署に申告をする方は、見出しの「(又は事業所・事務所・居所など)」のうち、当てはまる文字を○で囲んだうえ、事業所等の所在地の郵便番号と、事業所等の所在地(上段)と住所(下段)を記入します。なお、住所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

## 平成 年1月1日の住所

見出しの「平成 年」の空白に、「19」と記入し、平成19年1月1日現在の住所を記入します。

## 氏名・フリガナ

申告をする方の氏名と、フリガナを記入し、捺印します。

フリガナの、濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とします。姓と名の間は一字空けて記入します。

## 性 別

性別を○で囲みます。

## 職 業

職業を記入します。

個人事業者の方は、事業の内容を具体的に記入します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、すべての事業について記入します。

## 屋号・雅号

事業に係る屋号や雅号がある場合に記入します。

## 世帯主の氏名・世帯主との続柄

世帯主の氏名と、世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。

## 生年月日

元号に対応する数字(下表)と、年月日(各数字2桁)の順に記入します。

例：昭和32年8月1日の場合

生 年 月 日  
3 32 08 01

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4

## 電話番号

連絡先電話番号を、市外局番から記入し、連絡先区分(自宅・勤務先・携帯)を○で囲みます。

## 種 類

該当するすべての項目の文字を○で囲みます。

青色申告者	青色
申告書第三表(分離課税用)を提出する方	分離
申告書第四表(損失申告用)を提出する方	損失
修正申告をする方	修正

## 特農の表示

平成18年中の農業所得の金額が平成18年分の所得金額の合計額の70%を超え、しかもその農業所得の金額のうち9月1日以後に得られる分が70%を超える方は、特農の文字を○で囲みます。

## 索引番号

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は、当該部分に○を記入します。

一連番号   を記入

第二表

## 平成 18 年分の所得税の確定申告書B

住 所	〇〇市△△町×-××-×
住 居 番 号	国税商店
フリガナ	コクセイ タロウ
氏 名	国税 太郎

- 申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所、屋号及び氏名を記入します。
- 住所以外の事業所や事務所、居所などを所轄する税務署に申告をする方は、その所在地を記入します。
- 税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所、屋号及び氏名が印字されていますので、その住所、屋号及び氏名に誤り等がある場合には訂正してください。

## step.2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額を計算する

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等の収入から差し引かれる金額を差し引いて、所得金額を計算します。

事業所得 → p.10	利子所得 → p.10	給与所得 → p.11	譲渡所得 → p.13
不動産所得 → p.10	配当所得 → p.11	雑所得 → p.12	一時所得 → p.14

※ step.2では、総合課税(▶p.1)の対象となる所得について説明しています。

### 事業所得(営業等・農業) 第一表 アイ①②

#### 所得の概要

次の事業などから生じる所得

営業等所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業</li> <li>医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業</li> <li>漁業などの事業 <span style="float:right">など</span></li> </ul>
農業所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の生産、果樹などの栽培</li> <li>養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育</li> <li>酪農品の生産 <span style="float:right">など</span></li> </ul>

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(▶p.26)。

#### 添付書類

総収入金額及び必要経費の内訳を記載した、青色申告決算書や収支内訳書

#### 所得の計算

総収入金額から必要経費を差し引きます。

※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

- ① 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人、又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
  - ② 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満の方
- 詳しくは、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」を参照してください。

#### 申告書の書き方

- 第一表**
- 青色申告決算書又は収支内訳書から、収入金額を ア欄又は イ欄に、所得金額を ①欄又は ②欄に、専従者給与(控除)額の合計額を 44欄に、青色申告特別控除額を 45欄に転記します。

- 第二表**
- 「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」欄に該当事項を記入します。
  - 「**事業専従者に関する事項**」欄に、事業専従者の氏名、生年月日などを記入します。  
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。
  - 社会保険診療報酬(措法26)、転廃業助成金(措法28の3)などの課税の特例の適用を受ける方は、「**特例適用条文等**」欄に該当条文を記入します。

### 不動産所得 第一表 ウ③

#### 所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

- ※ 不動産の貸付けに際して受ける権利金、更新料、名義書換料なども不動産所得になります。借地権などの設定により一時に受ける権利金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- ※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(▶p.26)。

#### 添付書類

総収入金額及び必要経費の内訳を記載した、青色申告決算書や収支内訳書

#### 所得の計算

総収入金額から必要経費を差し引きます。

#### 申告書の書き方

- 第一表**
- 青色申告決算書又は収支内訳書から、収入金額を ウ欄に、所得金額を ③欄に、専従者給与(控除)額の合計額を 44欄に、青色申告特別控除額を 45欄に転記します。  
※ 不動産所得の金額が赤字の方で、「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合は、「青色申告決算書(不動産所得用)の書き方」、「収支内訳書(不動産所得用)の書き方」を参照してください。

- 第二表**
- 「**所得の内訳(源泉徴収税額)**」欄に該当事項を記入します。
  - 「**事業専従者に関する事項**」欄に、事業専従者の氏名、生年月日などを記入します。  
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。

### 利子所得 第一表 エ④

#### 所得の概要

公社債や預金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得

※ 一般的に、利子所得は、源泉分離課税ですから申告は不要です。ただし、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

#### 所得の計算

収入金額が、そのまま所得金額となります。

#### 申告書の書き方

- 第一表** 収入金額(所得金額)を エ欄及び ④欄に記入します。

所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配などの所得

※ 配当所得の課税方法 → p.13

設例

上場株式等に係る利益の配当等

配当金の収入金額(税込み) ④：80,000円  
負債の利子 ⑤：0円

① ④ 80,000円 - ⑤ 0円 = ③ 80,000円  
配当所得の金額は、80,000円です。

② 所得税：④ 80,000円 × 7% = 5,600円

③ 住民税：④ 80,000円 × 3% = 2,400円

第一表

配	当	④	80000
配	当	⑤	0

第二表

所得の内訳（源泉徴収税額）			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式の配当 〇〇電気株式会社	80,000円	5,600円

計算欄

配当等の収入金額(税込み)	(合計)	円	A
負債の利子		円	B
配当所得の金額(④ - ⑤)	(赤字のときは0円)	円	C

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得で、分離課税の事業・譲渡・雑所得や総合課税の事業・雑所得に係るものは除きます。

申告書の書き方

第一表 計算欄④の金額を ④欄 に、計算欄③の金額を ⑤欄 に転記します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄と「配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項」欄及び「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

所得の内訳（源泉徴収税額）				配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項				住民税	
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額	住民税	住民税	住民税	住民税	
配当	上記のとおり	80,000円	0円	80,000円	2,400円				

給与所得

所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持っている給与に係る所得

※ 給与所得者の特定支出控除を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」を参照してください。

申告書の書き方

第一表 計算欄④の金額を ④欄 に、計算欄③の金額を ⑥欄 に転記します。

※ 給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を ④欄 に、「給与所得控除後の金額」を ⑥欄 に転記します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

添付書類

給与等の支払者から受領した、給与所得の源泉徴収票(原本)

設例

給与等の収入金額 ④：1,920,500円

① ④ 1,920,500円 ÷ 4 = 480,125円  
→ ③ 480,000円(千円未満の端数切捨て)

② ③ 480,000円 × 2.8 - 180,000円  
= ⑤ 1,164,000円

給与所得の金額は、1,164,000円です。

第一表

金	給	与	④	1920500
金	給	与	⑥	1164000

第二表

所得の内訳（源泉徴収税額）			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料 〇〇産業株式会社	1,920,500円	130,800円

計算欄(収入金額④に応じ①～③により計算します。)

給与等の収入金額(税込み)	(合計)	円	A
---------------	------	---	---

① ④の金額が1,627,999円以下の場合

④の金額	給与所得の金額
～ 650,999円	0円
651,000円～ 1,618,999円	④ - 650,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円

② ④の金額が1,628,000円～ 6,599,999円の場合

A ÷ 4	(千円未満の端数切捨て)	③の金額	給与所得の金額
	,000円		
407,000円～ 449,000円	③ × 2.4		
450,000円～ 899,000円	③ × 2.8 - 180,000円		
900,000円～ 1,649,000円	③ × 3.2 - 540,000円		

③ ④の金額が6,600,000円以上の場合

④の金額	給与所得の金額
6,600,000円～ 9,999,999円	④ × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円～	④ × 0.95 - 1,700,000円

# 雑所得

第一表 **⑥⑦⑧**

## 所得の概要

他の所得に当てはまらない次のような所得

公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給 など
その他	著述家や作家以外の人を受ける原稿料・講演料・印税・放送出演料、貸金の利子、生命保険年金、郵便局の年金保険、互助年金 など

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む)
- 死亡した者の勤務先から受ける遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金

## 申告書の書き方

### 第一表

- 計算欄 **㊦** の金額を **⑥欄** に、計算欄 **㊧** の金額を **⑦欄** に転記します。
- 計算欄 **㊨** の金額を **⑧欄** に転記します。

### 第二表

「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄と「配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

## 添付書類

公的年金等の支払者から受領した、公的年金等の源泉徴収票(原本)

## 設例

65歳以上の場合

公的年金等(収入金額) **㊦** : 3,667,200円  
 その他の雑所得(収入金額) **㊧** : 1,287,840円  
 その他の雑所得(必要経費) **㊨** : 1,008,812円

- ①  $\text{㊦} \times 0.75 - 375,000$ 円  
 $= \text{㊩} \text{ 2,375,400円}$
- ②  $\text{㊧} - \text{㊨}$   
 $= \text{㊪} \text{ 279,028円}$
- ③  $\text{㊩} + \text{㊪}$   
 $= \text{㊫} \text{ 2,654,428円}$   
 雑所得の金額は、**2,654,428円**です。

### 第一表

額	雑	公的年金等 <b>⑥</b>	<input type="text" value="3667200"/>
		その他 <b>⑦</b>	<input type="text" value="1287840"/>
差引	雑	<b>⑧</b>	<input type="text" value="2654428"/>

### 第二表

○ 所得の内訳(源泉徴収税額)			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給付などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
雑	<input type="radio"/> 年金 <input type="radio"/> 組合	3,667,200	126,432
雑	<input type="radio"/> 積立年金 <input type="radio"/> 保険	1,287,840	27,902

  

○ 配当所得・雑所得(公的年金等以外)・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項				
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
雑	上記のとおり	1,287,840	1,008,812	279,028

## 計算欄(「公的年金等の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算します。)

### ▶ 公的年金等の雑所得(⑥欄)

公的年金等の雑所得の収入金額(税込み)	(合計)	<b>A</b>
---------------------	------	----------

### ● 昭和17年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算

㊦の金額	公的年金等の雑所得の金額	<b>B</b>
～700,000円	0円	
700,001円～1,299,999円	$\text{㊦} - 700,000$ 円	
1,300,000円～4,099,999円	$\text{㊦} \times 0.75 - 375,000$ 円	
4,100,000円～7,699,999円	$\text{㊦} \times 0.85 - 785,000$ 円	
7,700,000円～	$\text{㊦} \times 0.95 - 1,555,000$ 円	

### ● 昭和17年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算

㊦の金額	公的年金等の雑所得の金額	<b>B</b>
～1,200,000円	0円	
1,200,001円～3,299,999円	$\text{㊦} - 1,200,000$ 円	
3,300,000円～4,099,999円	$\text{㊦} \times 0.75 - 375,000$ 円	
4,100,000円～7,699,999円	$\text{㊦} \times 0.85 - 785,000$ 円	
7,700,000円～	$\text{㊦} \times 0.95 - 1,555,000$ 円	

### ▶ その他の雑所得(⑦欄)

その他の雑所得の収入金額(税込み)	(合計)	<b>C</b>
必要経費		<b>D</b>
差引金額(C - D)		<b>E</b>

※ 家内労働者等に該当する方は、事業所得(営業等・農業)(→p.10)を参照してください。

### ▶ 雑所得(⑧欄) ※ 公的年金等の雑所得とその他の雑所得を合計します。

雑所得の金額(㊫ + ㊬)	(赤字のときは0円)	<b>F</b>
---------------	------------	----------

所得の概要

機械やゴルフ会員権、船舶、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの、資産の譲渡から生ずる所得

譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

**短期** 保有期間が5年以内の資産の譲渡

**長期** 保有期間が5年を超える資産の譲渡

申告書の書き方

第一表

- 計算欄㊦の金額を ㊦欄 に、計算欄㊧の金額を ㊧欄 に転記します。  
※ ㊦欄と㊧欄は、収入金額ではなく所得金額を記入します。
- 一時所得がない場合…計算欄㊦の金額を ㊨欄 に転記します。
- 一時所得がある場合…譲渡所得の計算後、一時所得を計算し、一時所得の計算欄㊦の金額を ㊨欄 に転記します。

第二表

「**配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項**」欄 に、該当事項を記入します。

計算欄①（短期と長期の譲渡所得に分けて計算します。）

▶ 短期の譲渡所得

収入金額（譲渡価額）	円	A
取得費等	円	B
差引金額(A - B)	円	C

- ※ 1 ㊦の金額が赤字のとき、または、事業所得、不動産所得のいずれかに赤字があるときは、税務署におたずねください。
- ※ 2 取得費等とは、譲渡資産の取得費（既に事業所得、必要経費などに算入した金額を除く）から、償却費相当額を差し引いた金額、及び資産の譲渡に際して直接要した費用などの合計額をいいます。

特別控除額 (㊦の金額と50万円の いずれか少ない方の金額)	円	D
一時所得の金額 (C - D)	円	E

▶ 長期の譲渡所得

収入金額（譲渡価額）	円	F
取得費等	円	G
差引金額(F - G)	円	H

- ※ ㊦の金額が赤字のとき、または、事業所得、不動産所得のいずれかに赤字があるときは、税務署におたずねください。

特別控除額 (㊦の金額と50万円の いずれか少ない方の金額)	円	I
長期譲渡所得の金額 (H - I)	円	J

計算欄②（一時所得がない場合）

- ※ 一時所得がある場合には、この欄は使用せず、次の一時所得の計算欄①、計算欄②により計算します。

㊦ × 0.5	円	K
総合譲渡・一時所得の金額 (E + K)	円	L

配当所得の課税方法(配当所得⇒p.11)

1. 源泉徴収制度

上場株式等に係る配当等  
(大口株主を除く)

支払金額に対して所得税7%、住民税3%の税率で源泉徴収されています。

所得税(7%)の税額を「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に、住民税(3%)の税額を「住民税・事業税に関する事項」欄にそれぞれ記入します。

未上場株式等に係る配当等や上場株式等に係る配当等(大口株主)

支払金額に対して所得税(20%)のみが源泉徴収されます。税額を「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に記入します。

2. 確定申告不要制度

次については、確定申告をしないで源泉徴収で済ませる確定申告不要制度があります。この制度を選択すると、配当控除や源泉徴収税額の控除や還付を受けられません。

- 少額配当
- 上場株式等に係る配当等（大口株主は除く）
- 特定株式投資信託・公募証券投資信託の収益の分配
- 特定投資法人の投資口の配当等（特定投資法人の投資口の配当等については、配当控除の適用はありません）

◆ 大口株主

上場会社等の株式等を5%以上保有する方をいいます。

◆ 少額配当

① 配当等の支払いに係る基準日が平成18年4月30日以前である配当については、1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が5万円（その配当等の計算期間が1年以上のときは10万円）以下であるものをいいます。

② 配当等の支払に係る基準日が平成18年5月1日以後である配当については、1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$$10万円 \times \text{配当計算期間の月数(最高12か月)} / 12$$

※ 「配当計算期間」とは、その配当等の直前の配当等の支払の基準日の翌日から、その配当等の支払の基準日までの期間をいいます。

## 一時所得

第一表 ㉙⑧

### 所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期戻戻金
- 遺失物拾得者の報労金

### 申告書の書き方

#### 第一表

- 計算欄⑩の金額を ㉙欄 に転記します。  
※ ㉙欄 は、収入金額ではなく所得金額を記入します。
- 計算欄⑪の金額を ⑧欄 に転記します。

#### 第二表

「所得の内訳（源泉徴収税額）」欄と「配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

### 設例

一時所得の収入金額 ㉙：2,500,000円  
収入を得るために支出した金額 ㉚：  
1,900,000円

- ① ㉙ 2,500,000円 - ㉚ 1,900,000円  
= ㉛ 600,000円
- ② ㉛ 600,000円 - ㉜ 500,000円  
= ㉝ 100,000円  
一時所得の金額は、100,000円です。

#### 第一表

一時所得の収入金額 ㉙ 円  
収入を得るために支出した金額 ㉚ 円  
差引金額 (㉙ - ㉚) 円

#### 第二表

○ 配当所得・雑所得（公的年金等以外）・総合課税の譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種類・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	生命保険金 ○生命	2,500,000	1,900,000	600,000

### 計算欄①（一時所得を計算します。）

一時所得の収入金額 (税込み)	(合計)	円	㉙
収入を得るために 支出した金額		円	㉚
差引金額 (㉙ - ㉚)	(赤字のときは0円)	円	㉛

※ 事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、この計算欄を使用しないで、税務署におたずねください。

特別控除額 (㉛の金額と50万円の いずれか少ない方の金額)		円	㉜
一時所得の金額 (㉛ - ㉜)		円	㉝

### 計算欄②（譲渡所得と一時所得の計を計算します。）

短期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得：計算欄⑥)		円	㉞
長期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得：計算欄⑦)		円	㉟
(㉞ + ㉟) × 0.5		円	㊱
総合譲渡・一時所得の金額 (㉝ + ㊱)		円	㉟

## 所得金額の合計

第一表 ⑨

⑨欄に、これまで第一表の①欄から⑧欄に記載した金額の合計額を記入します。  
この金額を総所得金額といいます。

- ※ 1 所得金額の合計を行う場合に、事業所得（営業等・農業）や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字がある場合、その赤字をその他の各種所得金額の黒字から控除します。これを損益通算といいます。  
損益通算をする場合には、次の点にご注意ください。
  - ① 総合課税の譲渡所得や一時所得のない場合で、申告書第一表の①欄、②欄、③欄のいずれかの所得金額に赤字がある場合には、そのまま各種所得を合計して計算します。
  - ② ①以外の場合は計算が複雑ですから、税務署におたずねください。なお、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」を使用して計算することもできます。
- ※ 2 第一表㉞欄「本年分で差し引く繰越損失額」（p.25参照）に記載がある場合、①欄から⑧欄の合計金額から、㉞欄の金額を差し引いた金額を⑨欄に記入します。

### 退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方

平成18年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出します。

## step.3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

雑損控除 → p.15	生命保険料控除 → p.17	勤労学生控除 → p.19	扶養控除 → p.20
医療費控除 → p.15	損害保険料控除 → p.18	障害者控除 → p.19	基礎控除 → p.21
社会保険料控除 → p.17	寄付金控除 → p.18	配偶者控除 → p.20	
小規模企業共済等掛金控除 → p.17	寡婦・寡夫控除 → p.19	配偶者特別控除 → p.20	

### 雑損控除

第一表 ⑩ 第二表 ⑩

#### 控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- あなたや、平成18年分の総所得金額等(→ p.21)が38万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする(→ p.21)人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(※1))をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別荘など)の損失は、雑損控除の対象となりませんが、平成18年分や平成19年分の総合課税の譲渡所得から差し引くことができます。

平成18年分の所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の1/2以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(→ p.23)との、いずれか有利な方(※3)を選ぶことができます。

- ※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し、または除去などのための支出をいいます。
- ※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。
- ※3 雑損控除と災害減免法による税金の減免とのいずれの適用を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や損害金額等により異なります。

#### 申告書の書き方

第一表 計算欄⑩の金額を ⑩欄 に転記します。

第二表 「⑩雑損控除」欄 に該当事項を記入します。

#### 添付又は提示する書類

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書

#### 計算欄

損害金額 (災害関連支出の金額を含む)	(合計)	円	A
保険金などで 補てんされる金額		円	B
差引損失額(A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑨欄 + 退職所得金額 + 山林所得金額		円	D
D × 0.1	(赤字のときは0円)	円	E
C - E	(赤字のときは0円)	円	F

※ Dの金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

④のうち 災害関連支出の金額		円	G
G - 50,000円	(赤字のときは0円)	円	H
特別控除額 (EとHのいずれか) 多い方の金額		円	I

#### 設例

損害金額 A : 5,800,000円  
 保険金などで補てんされる金額 B : 4,800,000円  
 総所得金額(申告書第一表の⑨欄) D : 8,070,400円  
 災害関連支出の金額 G : 280,000円

- ① A 5,800,000円 - B 4,800,000円 = C 1,000,000円
  - ② D 8,070,400円 × 0.1 = E 807,040円
  - ③ C 1,000,000円 - E 807,040円 = F 192,960円
  - ④ G 280,000円 - 50,000円 = H 230,000円
- FとHのいずれか多い方の金額 → 230,000円  
 雑損控除額は、230,000円になります。

第一表 雑損控除 ⑩

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	火災	18.9.2	住宅・家財
保険金などで補てんされる金額			280,000
災害関連支出の金額			280,000

### 医療費控除

第一表 ⑪ 第二表 ⑪

#### 控除の概要

あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族のために平成18年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除

#### 申告書の書き方

第一表 計算欄⑪の金額を ⑪欄 に転記します。

第二表 「⑪医療費控除」欄 に該当事項を記入します。